

熊本市スタートアップ支援ファンド  
無限責任組合員公募  
募集要項

令和7年（2025年）10月  
熊本市経済観光局産業部  
起業・新産業支援課

## 熊本市スタートアップ支援ファンド 無限責任組合員募集要項

### 1 本事業の目的

本市では、将来の地域経済を担うスタートアップの育成が重要であると認識しており、成長が期待されるスタートアップの事業成長支援や起業機運の醸成など、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた取組を推進している。

令和7年(2025年)6月には、内閣府より「スタートアップ・エコシステム拠点都市」に選定され、熊本から世界に挑戦し、グローバルに活躍するスタートアップの創出を目指すとともに、「支援したスタートアップの資金調達額：100億円(令和11年度(2029年度)まで)」をKPIのひとつとして掲げ、成長支援の強化を図っている。

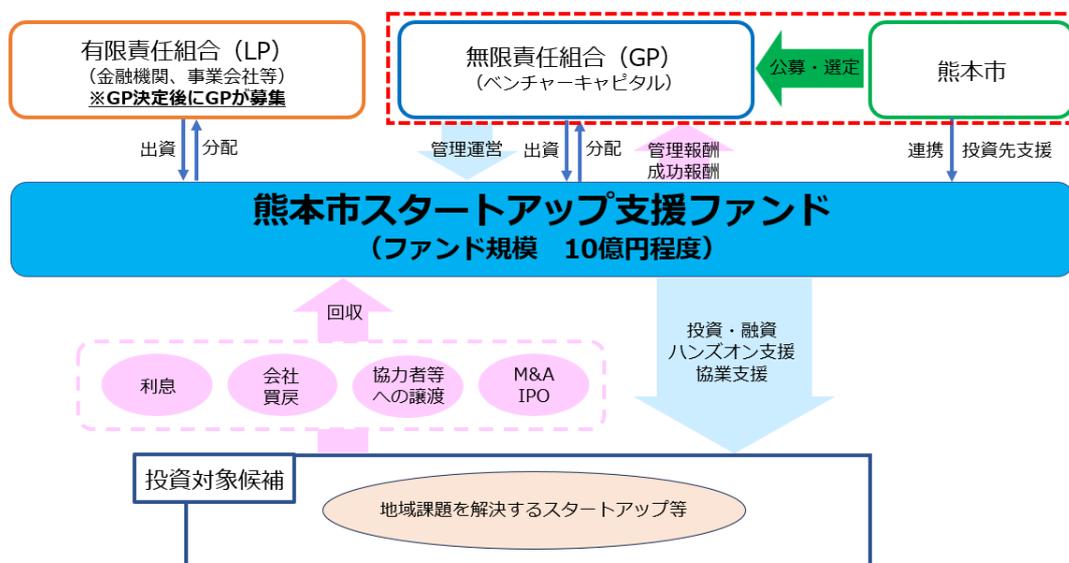
一方で、本市は地場に根差した投資機関が少なく、スタートアップが各成長ステージに応じた資金調達を行う機会が限られており、資金面での制約が事業成長の大きな障壁となっている。

また、本市がめざす「上質な生活都市」の実現に向けては、交通渋滞、地下水保全、人手不足、子育て・教育環境の充実、健康づくり、行政サービスの質の向上など、多様な地域課題への対応が求められており、スタートアップの柔軟な発想と先進的な技術を活用した新たなアプローチが必要と考えている。

こうした状況を踏まえ、本市は、県内外の金融機関や地場企業等と連携し、課題解決型の「熊本市スタートアップ支援ファンド」を新たに組成する。

本ファンドを通じて、地域課題の解決に資するスタートアップへの投融資を促進し、資金調達環境の整備と地域経済の活性化、さらにはスタートアップ・エコシステムの発展に寄与することを目的とする。

#### 【ファンドスキームのイメージ】



## **2 無限責任組合員の役割**

- 1 ファンドの組成及び運営
- 2 地域課題を解決するスタートアップ等への投資
- 3 出資先企業へのハンズオン支援
- 4 定期的な投資先進捗報告書の作成・報告
- 5 市との連携強化と情報共有

## **3 応募資格**

応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等

- (1) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)において、自らが無限責任組合員となり、本ファンドを組成し運営を行うことのできるもの。(無限責任組合員は1者でも複数者による共同提案でもどちらでも可とする。)※提案者が「適格機関投資家等特例業務の届出者」である場合、公募期間最終日に金融庁ホームページ等で確認できることが必要となる。
- (2) 現在もしくは過去において投資事業有限責任組合のGP(無限責任組合員)として業務執行の経験や実績を有していること、もしくは、スタートアップ等への直接投資実績を有していること。なお、GPの数が複数者による共同提案をする場合は、これらの者が含まれていること。
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納がないもの。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に規定する破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始申立がなされていないもの。
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないもの。
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないもの。
- (8) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- (9) 一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令第167条の4)に規定された各号の要件に該当しないもの。

## **4 公募スケジュール**

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| ・公募開始     | 令和7年(2025年)10月6日(月)       |
| ・質問書提出期限  | 令和7年(2025年)10月24日(金)17時必着 |
| ・質問書回答    | 令和7年(2025年)10月31日(金)      |
| ・応募書類提出期限 | 令和7年(2025年)11月7日(金)17時必着  |

- ・プレゼンテーション審査 令和7年(2025年)11月12日(水)午後 ※予定
- ・審査結果の公表 令和7年(2025年)11月下旬 ※予定

#### (1) 質問書

募集要項等の内容等について、下記の提出期限内で質問を受け付ける。

- ① 別紙1「質問書」に必要事項を記載し、「8 問い合わせ先・書類等提出先」に記載のメールアドレス宛に提出すること。
- ② 提出期限 令和7年(2025年)10月24日(金)17時00分必着
- ③ 質問書の回答  
質問者を伏せて、令和7年(2025年)10月31日(金)までに、熊本市ホームページにて公開する。

#### (2) 応募書類

以下に掲げる書類を紙媒体で6部(③以降は1部)及びPDF形式に変換した電子データを提出すること。

- ① ファンド提案書(任意様式)
- ② 会社紹介資料、パンフレット等 ※任意
- ③ 投資事業有限責任組合契約書(案)  
※「[投資事業有限責任組合契約書例及びその解説\(令和7年版\)](#)」をベースにして、相違する箇所があれば、当該箇所を赤字や、コメントを付す等、分かりやすく明示すること。
- ④ 履歴事項全部証明書(直近3か月以内に取得したもの)
- ⑤ 法令上、自らが無限責任組合員となり、ファンドを組成し運用することができる法人であることを証する書面(写)
- ⑥ 確定申告書(写)  
(決算書・直近3期分)
- ⑦ 直近の市区町村税に滞納がないことの証明
- ⑧ 誓約書兼同意書(別紙2)
- ⑨ その他熊本市が必要と認めた書類

## 5 提案書への記載事項

### (1) 投資実績・運営体制

- ① ファンド運営体制及び実績
  - ・提案者概要(役職員構成・財務等)
  - ・運営体制(人員体制・役割・ターンオーバー等)
  - ・直近3期の決算状況と今期の見込み
  - ※ 設立後3期を経過していない場合は、全期間の決算状況

- ・実績（ファンド運営及び直接投資実績）
- ②組合組成の確実性
  - ・LP 候補（LP 候補者及び金額・調整状況）、ファンド規模
  - ・組合組成に向けた取組内容及びスケジュール等
  - ・適格機関投資家等特例業務の届出者である場合、適格機関投資家の候補
- ③管理報酬・成功報酬の考え方
  - ・管理報酬及び成功報酬（算定方法等）
- ④公平性・透明性の確保
  - ・利益相反の対処
  - ・投資決定プロセス・基準
  - ・暴力団員等の排除
  - ・運用報告会の方針（回数・内容等）
  - ・マネーロンダリングの防止措置
- ⑤その他本ファンドの運営に関連するノウハウ・ネットワーク等
  - ・提案者の強み
  - ・ファンドの名称案
  - ・その他本ファンドに関連する追加提案等
- (2) 投資戦略・育成方針
  - ⑥ファンドの対象領域
    - ・投資の対象となる領域（投資先の方向性）
    - ・ファンドの独自性（スタートアップのニーズや差別化）
  - ⑦投資先の発掘方法
    - ・投資戦略（ステージ別投資上限額・社数等）
    - ・投資先の発掘（ステージ別の発掘方法）
  - ⑧投資先の選定方法
    - ・投資決定プロセス・基準（経済的リターン、関連課題の解決に向けた取組）
    - ・現時点で想定している投資先候補
  - ⑨投資先企業の育成方針・Exit 方針
    - ・投資先企業の育成方針
    - ・Exit 方針
- (3) 組合運営方針・熊本市施策等との連携
  - ⑩組合運営方針・熊本市施策等との連携
    - ・有限責任組合との連携に期待すること
    - ・熊本市その他施策との連携

## **6 審査について**

### (1) 開催日（予定）

令和7年（2025年）11月12日（水）午後

（具体的な日時は、応募者に別途連絡する。なお、応募が1件であっても審査会による選定を実施する。）

### (2) 開催方法

現地参加（熊本市内）又はオンライン参加のいずれかを選択可能

### (3) 審査方法

#### ① 事前審査

本市職員が、提出書類の不備、記載事項、応募資格要件等の確認及び必要に応じて外部有識者等からの意見聴取を行う。

この際に、本市からの提出書類の不備に対する資料要求および記載事項の修正指示等に従わない場合、本市が設定した期限内に対応しない場合又は応募資格要件を満たさない場合は失格とする。

#### ② プレゼンテーション審査

・外部有識者及び本市職員で構成された審査委員会による審査を行う。

・応募者は、自らの応募内容を説明し、その後、審査委員より質疑応答を行う。

（説明：15分、質疑応答：15分）

### (4) 採択者数

採択者数は若干数とし、審査結果によっては複数の者を採択する場合がある。

### (5) 審査結果

令和7年（2025年）11月下旬（予定）に、熊本市のホームページで公開するとともに、書面により通知する。

## **7 留意事項**

本市から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。

本市は、本要項に定めるスケジュールや手続について、自らの裁量において予告なく変更又は中止することができるものとする。

なお、本市は、上記の変更又は中止によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

## **8 問い合わせ先・書類等提出先**

熊本市 経済観光局 産業部 起業・新産業支援課 担当：川北

・電話番号：096-328-2392

・メールアドレス：[kigyoushinsangyou@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kigyoushinsangyou@city.kumamoto.lg.jp)

・住所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号